

ご参考

有価証券上場規程(抜粋)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(中略)

(96) 流通株式 新規上場申請に係る有価証券又は上場有価証券のうち、当該有価証券の数の10%以上を所有する者が所有する有価証券その他の流通性の乏しい有価証券として施行規則で定めるものを除いたものをいう。

有価証券上場規程施行規則(抜粋)

(流通株式の定義)

第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第3号までに掲げる者又は組合等(法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が所有する有価証券をいう。

(中略)

(1) 当該有価証券の発行者の役員(役員持株会を含み、取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)

(2) 当該有価証券の発行者

(3) 当該有価証券の数の10%以上を所有する者又は組合等

(中略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる者が所有する有価証券のうち、次の各号に掲げる有価証券は、流通株式に含まれるものとする。

(1) 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券

(2) 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券

(3) 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券

(4) 預託証券に係る預託機関(当該預託機関の名義人を含む。)の名義の有価証券

(5) その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、当取引所が適当と認めるもの